

別表十七の三（三）の記載の仕方

1 この明細書は、外国法人の本店等（法第138条第1項第1号《国内源泉所得》に規定する本店等をいいます。以下同じ。）がある場合において、措置法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》において準用する同法第66条の4第25項《国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定の適用を受けるときに記載します。

2 「外国法人の営業収益等」の各欄は、外国法人の営業収益又は売上高及び営業費用の額を外国法人の本店等がその会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します（この場合、その通貨の単位を必ず表示してください。）。また、当該各欄の括弧の中には、外国通貨の金額を円換算した金額を百万円単位（百万円未満の端数は四捨五入）で記載します。

また、当該各欄の括弧の中には、外国通貨の金額を円換算した金額を百万円単位（百万円未満の端数は四捨五入）で記載します。

3 「名称」には、内部取引の相手方である外国法人の本店等の正式名称を記載します。正式名称が長い場合等、各欄に記載しきれないときは、正式名称を記載した別紙を添付してください。

4 「所在地」には、内部取引の相手方である外国法人の本店等の所在地を国名及び都市名を含めて記載します。文字数が多い場合等、各欄に記載しきれないときは、所在地を記載した別紙を添付してください。

5 「外国法人の本店等との間の内部取引の状況等」の各欄は、内部取引の種類を記載し、当該内部取引の種類別の各欄は、次により記載します。

(1) 「受取」又は「支払」の各欄には、当期において、恒久的施設が本店等から支払を受けることとされる対価の額とした額の内部取引の種類別の総額又は恒久的施設が本店等に支払うこととされる

対価の額とした額の内部取引の種類別の総額をそれぞれ百万円単位（百万円未満の端数は四捨五入）で記載します。この場合、当期の確定申告書の提出の時までに取引金額の実額を計算することが困難な事情にあるときは、合理的な方法により算出した推計値を記載することとして差し支えありません。

(2) 「算定方法」の各欄には、措置法第66条の4の3第2項に規定する算定の方法のうち、恒久的施設が本店等から支払を受けることとされる対価の額とした額又は恒久的施設が本店等に支払うこととされる対価の額とした額に係る独立企業間価格（同条第1項に規定する独立企業間価格をいいます。以下同じ。）につき当該外国法人が選定した算定の方法（一の取引の種類につきその選定した算定の方法が二以上ある場合には、そのうち主たる算定の方法）をそれぞれ記載します。この場合において、当該独立企業間価格の算定に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。

6 「事前確認の有無」には、「外国法人の本店等との間の内部取引の状況等」に記載した内部取引に係る独立企業間価格の算定の方法についての外国法人の納税地を所轄する国税局長若しくは税務署長又は我が国以外の国若しくは地域の権限ある当局若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第2条第3号《定義》に規定する外国の租税に関する権限のある機関による確認（租税条約の相手国等の権限ある当局との間の相互協議の合意を伴わない確認を含みます。）の有無を記載します。